



# 島根県報

令和4年3月31日（木）

号外第41号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規則】

島根県都市計画法施行細則の一部を改正する規則 (都市計画課) 2

島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (建築住宅課) 6

### 【告示】

都市計画法施行条例の規定による区域等の指定及び都市計画法施行条例の規定による区域の指定の廃止 (都市計画課) 18

## 公布された条例等のあらまし

## ◇島根県都市計画法施行細則の一部を改正する規則（規則第49号）

## 1 規則の概要

- (1) 都市計画法施行条例の一部を改正する条例の施行に伴う規定の整備（第2条—第9条関係）
- (2) 行政手続における押印等の見直し等に係る規定及び様式の整備（第11条—第14条・第16条—第19条・様式第3号—様式第5号・様式第7号—様式第18号関係）

## 2 施行期日

令和4年4月1日から施行することとした。

## ◇島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（規則第50号）

## 1 規則の概要

- (1) 島根県営住宅条例の一部を改正する条例の施行に伴う規定及び様式の整備（第5条・第20条・様式第3号・様式第4号・様式第25号—様式第30号関係）
- (2) その他規定及び様式の整理

## 2 施行期日

令和4年4月1日から施行することとした。

**規 則**

島根県都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県規則第49号

島根県都市計画法施行細則の一部を改正する規則

島根県都市計画法施行細則（昭和46年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条から第4条までを次のように改める。

（条例第3条第1項の規則で定める土地の区域）

**第2条** 条例第3条第1項本文の規則で定める土地の区域は、次の表の左欄に掲げる市町村ごとに、それぞれ同表の右欄に定める区域とする。

市町村	区 域
安来市	安来町、宮内町、飯島町、荒島町、赤江町、下坂田町、今津町、中津町、西赤江町、上坂田町、東赤江町、切川町、赤碕町、佐久保町、吉岡町、清水町、黒井田町、島田町、門生町及び吉佐町の一部

2 条例第3条第1項第2号ウの規則で定める土地の区域は、崩壊するおそれのある急傾斜地に隣接する土地の区域のうち、急傾斜地崩壊防止施設（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項の急傾斜地崩壊防止施設をいう。）の設置により急傾斜地の崩壊による著しい危害を生ずるおそれがないと認められる土地の区域以外のものとする。

3 条例第3条第1項第2号エの規則で定める土地の区域は、社会経済活動の継続が困難になる等の地域の実情に照らしやむを得ない場合であって、次のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 土砂災害が発生した場合に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項に基づき市町村地域防災計画に定められた同項第2号の避難場所への確実な避難が可能と認められる土地の区域

- (2) 土砂災害を防止し、又は軽減するための施設の整備等の防災対策が実施された土地の区域
- (3) 前2号と同等以上の安全性が確保されると認められる土地の区域
- 4 条例第3条第1項第2号カの規則で定める土地の区域は、浸水した場合に想定される水深（以下この項及び次項において「想定浸水深」という。）が3メートルを超えるものとする。ただし、社会経済活動の継続が困難になる等の地域の実情に照らしやむを得ない場合であって、次のいずれかに掲げるものは、この限りでない。
- (1) 洪水等が発生した場合に水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項に基づき市町村地域防災計画に定められた同項第2号の避難場所への確実な避難が可能と認められる土地の区域
- (2) 開発許可等（法第29条第1項又は第43条第1項の許可をいう。）を受けて行われる開発行為又は建築物の新築等によって必要な措置が講じられる場合にあつては、想定浸水深が3メートルを超えないこととなると認められる土地の区域
- (3) 前2号と同等以上の安全性が確保されると認められる土地の区域
- 5 前項第2号の開発許可等に当たっては、法第79条に基づき、想定浸水深が3メートルを超えないこととなるよう必要な措置を講ずることを条件として付するものとする。

（隣接・近接区域の明示）

**第3条** 知事は、隣接・近接区域（条例第3条第1項の隣接・近接区域をいう。第4項において同じ。）に該当する土地の区域の境界及び範囲を地図上に図示した図面を作成するものとする。

- 2 前項の境界は、原則として、道路、河川、がけその他土地の範囲を明示するのに適当なものにより示すこととし、これにより難しい場合は、町界又は字界によることとする。
- 3 第1項の図面は、関係図書とともに県及び関係市町村の事務所に備え置いて一般の閲覧に供する方法その他適切な方法により公衆の縦覧に供するものとする。
- 4 知事は、第1項の図面を作成したときは、その旨及び前項の規定による公衆の縦覧に供する方法を公告するものとする。条例第3条第1項第2号に規定する土地の区域の変更その他周辺状況の変動により、隣接・近接区域に該当する土地の区域の境界及び範囲に変更があると認め、第1項の図面を変更した場合も同様とする。

（環境の保全上支障がある予定建築物等の用途の例外）

**第4条** 条例第5条第1項ただし書の規則で定める規模及び用途は、予定建築物の延べ床面積が3,000平方メートル以内の店舗又は事務所とする。

- 2 条例第5条第1項第1号の規則で定める一般国道は、一般国道9号とする。
- 3 条例第5条第1項第2号の規則で定める県道は、主要地方道安来木次線及び安来伯太日南線並びに一般県道広瀬荒島線とする。
- 4 前条第1項、第3項及び第4項の規定は、条例第5条第1項各号の土地の区域について準用する。

第6条を削り、第5条（見出しを含む。）中「第6条第1号イ」を「第6条第1項第1号イ」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（条例第6条第1項の規則で定める土地の区域）

**第5条** 条例第6条第1項第1号の規則で定める土地の区域は、次の表の左欄に掲げる市町村ごとに、それぞれ同表の右欄に定める区域とする。

市町村	区 域
安来市	飯梨町、植田町、古川町、能義町、実松町、飯生町、利弘町、沢町、宇賀荘町、清井町、清瀬町、吉岡町、九重町、野方町、折坂町、大塚町及び鳥木町の一部

2 条例第6条第1項第2号の規則で定める土地の区域は、次の表の左欄に掲げる市町村ごとに、それぞれ同表の右欄に定める区域とする。

市町村	区 域
安来市	下吉田町の一部

3 第3条の規定は、条例第6条第1項第1号の大規模既存集落区域及び同項第2号の既存集落区域について準用する。

第7条（見出しを含む。）中「第6条第3号イ」を「第6条第1項第3号イ」に改める。

第8条（見出しを含む。）中「第6条第6号」を「第6条第1項第6号」に改める。

第9条（見出しを含む。）中「第6条第7号」を「第6条第1項第7号」に改める。

第11条第8号中「様式第7号の2」を「様式第8号」に改める。

第12条第5号中「様式第8号」を「様式第9号」に改め、同条第6号中「様式第9号」を「様式第10号」に改める。

第13条第1項中「様式第10号」を「様式第11号」に改める。

第14条第1項中「様式第11号の2」を「様式第12号」に改め、同条第2項中「様式第11号の3」を「様式第13号」に改める。

第16条第1項中「様式第12号」を「様式第14号」に改め、同条第2項中「様式第13号」を「様式第15号」に改め、同条第3項中「様式第14号」を「様式第16号」に改める。

第17条中「様式第15号」を「様式第17号」に改める。

第18条中「様式第16号」を「様式第18号」に改める。

第19条中「数に1を加えた」を「数の」に改める。

様式第3号中「登録番号 ㊦」を削り、同様式備考中1を削り、2を1とし、3から14までを2から13までとする。

様式第4号に備考として次のように加える。

備考

- 1 権利者の住所氏名欄に自署する場合は、印欄に押印を要しない。
- 2 印欄は、実印を押印すること。この場合は、印鑑証明書を添付すること。

様式第5号中「㊦」を削る。

様式第7号裏面中「都市計画法抜すい」を「都市計画法抜粋」に、「都道府県知事若しくは指定都市等の長」を「都道府県知事若しくは市町村長」に改める。

様式第16号中「㊦」及び

「この申請を（別記条件を付して）承認する。

承認番号

年 月 日

を削り、

印

」

同様式を様式第18号とする。

様式第15号中「㊦」及び

「この届出書を受理する。

受理番号

年 月 日

を削り、

印

」

同様式を様式第17号とする。

様式第14号中「㊦」及び

「この申請を（別記条件を付して）許可する。

年 月 日

許 可 番 号

を削り、  
印  
」

同様式を様式第16号とする。

様式第13号中「㊤」を削り、

「

許可を受けようとする理由	
この申請を（条件を付して）許可する。 年 月 日	
許 可 番 号	
	印

」

を

「

許可を受けようとする理由	
--------------	--

」

に改め、同様式を様式第15号とする。

様式第12号中「㊤」及び

「 この申請を（別記条件を付して）承認する。

年 月 日

許 可 番 号

を削り、  
印  
」

同様式を様式第14号とする。

様式第11号の3中「㊤」を削り、同様式を様式第13号とする。

様式第11号の2中「㊤」及び

「

この申請を（別記条件を付して）許可する。

年 月 日

許 可 番 号

印

」

を削り、同様式を様式第12号とする。

様式第11号を削り、様式第10号中「㊤」及び

「 この届出書を受理する。

受 理 番 号

年 月 日

を削り、

印

」

同様式を様式第11号とする。

様式第9号を様式第10号とし、様式第8号中「㊤」を削り、同様式を様式第9号とする。

様式第7号の2を様式第8号とする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の島根県都市計画法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 島根県規則第50号

島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

島根県営住宅条例施行規則（昭和37年島根県規則第64号）の一部を次のように改正する。

第31条中「様式第35号」を「様式第42号」に改め、同条を第35条とし、第28条から第30条までを4条ずつ繰り下げる。

第27条第1項の表中「第7条」の次に「、第7条の2第1項、第3項及び第4項」を、「第29条第1項」の次に「、第29条の2第1項、第3項、第4項及び第7項」を加え、同条第2項の表中「第2条第2項、第4条、第5条第2項、第12条、第13条第1項、第2項及び第3項本文、第14条、第16条、第22条、第23条、第24条並びに第29条」を「第4条第2項、第7条、第8条第2項、第15条、第16条第1項、第2項及び第3項本文、第17条、第19条、第20条第4項、第26条、第27条、第28条並びに第33条」に、「第9条第2項」を「第12条第2項」に、「様式第4号から様式第6号まで、様式第14号から様式第20号まで、様式第23号、様式第24号、様式第27号から様式第29号まで及び様式第31号から様式第33号まで」を「から様式第4号まで、様式第6号から様式第8号まで、様式第15号から様式第21号まで、様式第24号から様式第31号まで、様式第34号から様式第36号まで及び様式第38号から様式第40号まで」に改め、同条を第31条とする。

第26条を第30条とし、第25条中「様式第34号」を「様式第41号」に改め、同条を第29条とする。

第24条中「様式第33号」を「様式第40号」に改め、同条を第28条とする。

第23条中「第11条第1項」を「第14条第1項」に、「様式第32号」を「様式第39号」に改め、同条を第27条とする。

第22条中「様式第31号」を「様式第38号」に改め、同条を第26条とする。

第21条中「様式第30号」を「様式第37号」に改め、同条を第25条とする。

第20条第1項中「様式第27号」を「様式第34号」に改め、同条第2項中「様式第28号」を「様式第35号」に改め、同条第3項中「様式第29号」を「様式第36号」に改め、同条を第24条とする。

第19条を第23条とし、第18条第1項中「様式第25号」を「様式第32号」とし、同条第2項中「様式第26号」を「様式第33号」とし、同条を第22条とする。

第17条中「様式第24号」を「様式第31号」に改め、同条を第21条とする。

第16条中「様式第23号」を「様式第24号」に改め、同条を第19条とし、同条の次に次の1条を加える。

(子育て支援住宅の明渡し)

**第20条** 条例第29条の2第1項の規定による通知は、様式第25号の子育て支援住宅の入居期間満了通知書によるものとする。

2 条例第29条の2第3項に規定する入居期間を延長することが適当である規則で定める事情は、入居期間の満了する日において、子育て支援住宅の入居者が次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 入居期間の満了する日において、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者と同居し、かつ、その者を扶養していること。

(2) 条例第6条第1項第2号及び第3号の条件を具備すること。

(3) 条例第6条第8項本文に規定する者に該当しないこと。

(4) 条例第30条第1項第1号から第6号までのいずれにも該当しないこと。

3 条例第29条の2第3項の規則で定める期間は、子育て支援住宅の入居者が現に同居し、かつ、扶養する者のうち最も年齢の低い者が18歳に達する日以後の最初の3月31日までとする。

4 条例第29条の2第4項の入居期間の延長を受けようとする者は、入居期間の満了する日の30日前までに、様式第26号の入居期間延長申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 子育て支援住宅の入居者及び現に同居し、かつ、扶養する者全員の住民票の写し

(2) その他知事が必要と認める書類

5 条例第29条の2第4項の規定による入居期間の延長の承認は、様式第27号の子育て支援住宅の入居期間延長承認書によるものとする。

6 条例第29条の2第5項において準用する条例第7条の2第3項の規定による説明は、様式第28号の子育て支援住宅の入居期間の延長に関する説明書を交付して行うものとする。

7 条例第29条の2第5項において準用する条例第7条の2第4項の書面は、様式第29号の子育て支援住宅の入居期間の延長に関する承諾書によるものとする。

8 条例第29条の2第6項の規則で定める要件は、条例第6条の2第3項の規定による同居する者（条例第29条の2第3項の規定により入居期間を延長したときは、第2項第1号に掲げる者）と同居しなくなったこと又はその者を扶養することがなくなったこととする。

9 条例第29条の2第7項の規定による通知は、様式第30号の子育て支援住宅明渡通知書によるものとする。

第15条第1項中「様式第21号」を「様式第22号」に改め、同条第2項中「様式第22号」を「様式第23号」に改め、同条第3項中「第7条第3項」を「第10条第3項」に改め、同条を第18条とする。

第14条中「様式第20号」を「様式第21号」に改め、同条を第17条とする。

第13条第1項中「様式第18号」を「様式第19号」に改め、同条第2項中「様式第19号」を「様式第20号」に改め、同条を第16条とする。

第12条中「様式第17号」を「様式第18号」に改め、同条を第15条とする。

第11条中「様式第16号」を「様式第17号」に改め、同条を第14条とする。

第10条中「様式第15号」を「様式第16号」に改め、同条を第13条とする。

第9条第1項中「様式第14号」を「様式第15号」に改め、同条を第12条とする。

第8条第1項中「様式第13号」を「様式第14号」に改め、同条を第11条とする。

第7条第1項中「様式第7号」を「様式第9号」に改め、同条第2項中「様式第8号」を「様式第10号」に改め、同条第3項中「様式第9号」を「様式第11号」に改め、同条第4項中「様式第10号」を「様式第12号」に改め、同条第5項中「様式第11号」を「様式第13号」に改め、同条第6項中「様式第10号」を「様式第12号」に改め、同条を第10条とする。

第6条を第9条とし、第5条第1項中「様式第5号」を「様式第7号」に改め、同条第2項中「様式第6号」を「様式第8号」に改め、同条を第8条とする。

第4条中「様式第4号」を「様式第6号」に改め、同条を第7条とする。

第3条中「様式第3号」を「様式第5号」に改め、同条を第6条とする。

第2条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

(子育て支援住宅の入居期間)

**第5条** 条例第7条の2第2項の入居期間は、条例第6条の2第3項の規定による同居する者が18歳に達する日以後の最初の3月31日までとする。

2 条例第7条の2第3項の規定による説明は、様式第3号の子育て支援住宅の入居期間に関する説明書を交付して行うものとする。

3 条例第7条の2第4項の書面は、様式第4号の子育て支援住宅の入居期間に関する承諾書によるものとする。

第1条の3を第3条とし、第1条の2を第2条とする。

様式第2号中「第2条関係」を「第4条関係」に改め、  
「4 入居可能日 年 月 日 を  
(家賃は、入居可能日から徴収します。)

「4 入居可能日 年 月 日  
(家賃は、入居可能日から徴収します。) に改め、同様式の(注)を次のように改める。

5 入居期間満了日 年 月 日」

(注)

1 住宅名欄は、島根県営住宅条例第43条の規定による使用の場合に「(みなし特定公共賃貸住宅)」と付記すること。

2 入居期間満了日欄は、島根県営住宅条例第6条の2第3項の子育て支援住宅に係る入居の場合に表記すること。

様式第35号中「第31条関係」を「第33条関係」に改め、同様式を様式第42号とする。

様式第34号中「第25条関係」を「第29条関係」に改め、同様式を様式第41号とする。

様式第33号中「第24条関係」を「第28条関係」に改め、同様式を様式第40号とする。

様式第32号中「第23条関係」を「第27条関係」に改め、同様式を様式第39号とする。

様式第31号中「第22条関係」を「第26条関係」に改め、同様式を様式第38号とする。

様式第30号中「第21条関係」を「第25条関係」に、「第21条第1項」を「第25条」に改め、同様式を様式第37号とする。

様式第29号中「第20条関係」を「第24条関係」に改め、同様式を様式第36号とする。

様式第28号中「第20条関係」を「第24条関係」に改め、同様式を様式第35号とする。

様式第27号中「第20条関係」を「第24条関係」に改め、同様式を様式第34号とする。

様式第26号中「第18条関係」を「第22条関係」に改め、同様式を様式第33号とする。

様式第25号中「第18条関係」を「第22条関係」に改め、同様式を様式第32号とする。

様式第24号中「第17条関係」を「第21条関係」に改め、同様式を様式第31号とする。

様式第23号中「第16条関係」を「第19条関係」に改め、同様式を様式第24号とし、同様式の次に次の6様式を加える。

様式第25号（第20条関係）

第 号  
年 月 日

様

島根県知事



## 子育て支援住宅の入居期間満了通知書

島根県営住宅条例第29条の2第1項の規定により、下記のとおり入居期間の満了する日を通知します。入居期間の満了する日までに下記の子育て支援住宅を明け渡してください。

なお、同条第4項の規定により、入居期間を延長しようとするときは、入居期間延長申請書を提出してください。

## 記

1 住 宅 名 県営住宅 団地 号棟 号室

2 入居期間満了日 年 月 日

様式第26号（第20条関係）

## 入居期間延長申請書

年 月 日

島根県知事 様

住宅の名称

部屋番号

氏 名

島根県営住宅条例第29条の2第4項の規定により、入居期間の延長を関係書類を添えて申請します。

入居期間	入居可能日から 年 月 日まで			
	氏 名	続 柄	生 年 月 日	職 業 (学 校 名)
同居する者		本 人		
理 由				

備考 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 子育て支援住宅の入居者及び現に同居し、かつ、扶養する者全員の住民票の写し
- (2) その他知事が必要と認める書類

様式第27号（第20条関係）

第 号  
年 月 日

様

島根県知事



## 子育て支援住宅の入居期間延長承認書

島根県営住宅条例第29条の2第4項の規定により、 年 月 日付けで提出のあった入居期間延長申請書に係る入居期間の延長については、同条第3項の規定により、下記のとおり承認します。

なお、延長された入居期間が満了するときは、当該住宅を明け渡してください。

## 記

1 住 宅 名 県営住宅 団地 号棟 号室

2 入居期間満了日 年 月 日

様式第28号（第20条関係）

第 号  
年 月 日

様

島根県知事



## 子育て支援住宅の入居期間の延長に関する説明書

島根県営住宅条例第29条の2第4項の規定により、 年 月 日付けで提出のあった入居期間延長申請書に係る子育て支援住宅の入居期間の延長については、下記のとおりです。

## 記

## 1 入居期間の延長を希望する子育て支援住宅の名称

県営住宅 団地 号棟 号室

## 2 延長した入居期間

- (1) 1の子育て支援住宅に入居することができる期間（以下「入居期間」という。）は、島根県営住宅条例第29条の2第3項及び島根県営住宅条例施行規則第20条第3項の規定により、延長前の入居期間満了日の翌日から 年 月 日までとなります。
- (2) 条例第29条の2第2項の規定により、延長後の入居期間満了日までに当該子育て支援住宅を明け渡さなければならないこととなります。

## 3 入居期間の再延長

条例第29条の2第4項の規定により、入居期間の延長を再び申請することができます。

## 4 延長した入居期間満了前の明渡し

延長前の入居期間満了日において同居し、かつ、扶養する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者と同居しなくなった場合又はその者を扶養することがなくなった場合は、条例第29条の2第6項の規定により、その事由の発生日から起算して1年後の日又は2の(1)の入居期間の満了する日のいずれか到来の早い日までに入居する子育て支援住宅を明け渡さなければならないこととなります。

様式第29号（第20条関係）

子育て支援住宅の入居期間の延長に関する承諾書

年 月 日

島根県知事 様

氏名

島根県営住宅条例第29条の2第4項の規定により、 年 月 日付けで提出した入居期間延長申請書に係る子育て支援住宅の入居期間については、 年 月 日付け子育て支援住宅の入居期間に関する説明書の交付を受け、説明を受けました。

様式第30号（第20条関係）

第 号  
年 月 日

様

島根県知事



## 子育て支援住宅の明渡通知書

あなたは、島根県営住宅条例第29条の2第6項の要件に該当することとなったので、同条第7項の規定により、下記の明渡しの期限までに現在使用している子育て支援住宅を明け渡すよう通知します。

## 記

- 1 島根県営住宅条例第29条の2第6項の要件に該当することとなった日 年 月 日
- 2 明渡期限 年 月 日

様式第22号中「第15条関係」を「第18条関係」に改め、同様式を様式第23号とする。

様式第21号中「第15条関係」を「第18条関係」に改め、同様式を様式第22号とする。

様式第20号中「第14条関係」を「第17条関係」に改め、同様式を様式第21号とする。

様式第19号中「第13条関係」を「第16条関係」に改め、同様式を様式第20号とする。

様式第18号中「第13条関係」を「第16条関係」に改め、同様式を様式第19号とする。

様式第17号中「第12条関係」を「第15条関係」に改め、同様式を様式第18号とする。

様式第16号中「第11条関係」を「第14条関係」に改め、同様式を様式第17号とする。

様式第15号中「第10条関係」を「第13条関係」に改め、同様式を様式第16号とする。

様式第14号中「第9条関係」を「第12条関係」に改め、同様式を様式第15号とする。

様式第13号中「第8条関係」を「第11条関係」に改め、同様式を様式第14号とする。

様式第12号を削り、様式第11号中「第7条関係」を「第10条関係」に改め、同様式を様式第13号とする。

様式第10号中「第7条関係」を「第10条関係」に改め、同様式を様式第12号とする。

様式第9号中「第7条関係」を「第10条関係」に改め、同様式を様式第11号とする。

様式第8号中「第7条関係」を「第10条関係」に改め、同様式を様式第10号とする。

様式第7号中「第7条関係」を「第10条関係」に改め、同様式を様式第9号とする。

様式第6号中「第5条関係」を「第8条関係」に改め、同様式を様式第8号とする。

様式第5号中「第5条関係」を「第8条関係」に改め、同様式を様式第7号とする。

様式第4号中「第4条関係」を「第7条関係」に改め、同様式を様式第6号とする。

様式第3号中「第3条関係」を「第6条関係」に改め、同様式を様式第5号とし、様式第2号の次に次の2様式を加える。

様式第3号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

島根県知事



## 子育て支援住宅の入居期間に関する説明書

島根県営住宅条例第7条第1項の規定により、 年 月 日付けで提出のあった県営住宅入居申込書に係る子育て支援住宅の入居期間については、下記のとおりです。

## 記

## 1 入居を希望する子育て支援住宅の名称

県営住宅 団地 号棟 号室

## 2 入居期間

- (1) 1の子育て支援住宅に入居することができる期間（以下「入居期間」という。）は、島根県営住宅条例第7条の2及び島根県営住宅条例施行規則第5条第1項の規定により、入居可能日から 年 月 日までとなります。
- (2) 条例第29条の2第2項の規定により、入居期間が満了する日までに当該子育て支援住宅を明け渡さなければならないこととなります。

## 3 入居期間の延長

条例第29条の2第4項の規定により、入居期間の延長を申請することができます。

## 4 入居期間満了前の明渡し

入居の申込みの時に同居し、かつ、扶養する6歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者と同居しなくなった場合又はその者を扶養することがなくなった場合は、条例第29条の2第6項の規定により、その事由の発生日から起算して1年後の日又は2の(1)の入居期間満了日のいずれか到来の早い日までに入居する子育て支援住宅を明け渡さなければならないこととなります。

様式第4号（第5条関係）

子育て支援住宅の入居期間に関する承諾書

年 月 日

島根県知事 様

氏名

島根県営住宅条例第7条第1項の規定により、 年 月 日付けで提出した県営住宅入居申込書に係る子育て支援住宅の入居期間については、 年 月 日付け子育て支援住宅の入居期間に関する説明書の交付を受け、説明を受けました。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の島根県営住宅条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**告 示**

---

**島根県告示第247号**

都市計画法施行条例の規定による区域等の指定（平成17年島根県告示第416号）及び都市計画法施行条例の規定による区域の指定（平成18年島根県告示第847号）は廃止し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也